

平成29年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	平成29年 9月 7日
3	閉会	平成29年 9月13日
4	会期	7日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	7日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	18件 (うち議員提出5件)
7	議決の状況	(1)原案可決 9件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 1件 (5)報告済 4件 (6)採 択 1件
8	法第99条の意見書	1件
9	委員会	決算審査特別委員会付託件数 2件
10	その他	傍聴者 7日12名 13日11名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成29年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成29年 9月 7日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 惠 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	小笠原 正 和	事務局主査	光 永 晋
------	---------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	農業委員会長	山 下 義 昭
監査委員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 勇 一	総務課長	大 崎 貞 二
まちづくり課長	森 和 幸	住民課長	小 林 史 典
税 務 課 長	柏 木 英 昭	保健福祉課長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	柿 崎 納	都市整備課長	尾 暮 靖 志
会計管理者	山 内 貢	病院事務長	松 田 秀 則

7. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	高 山 和 己	生涯学習課長	浅 野 茂
-------	---------	--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	大 崎 貞 二
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	大 崎 貞 二
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成29年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成29年 9月13日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員
1番 本間 秀正 2番 川幡 宗宏
3番 原田 弘克 4番 志賀浦 学
5番 内田 恵子 6番 西股 裕司
7番 佐藤 妙子 8番 菅原文子
9番 石川 康弘 10番 熊木 恵子
11番 側瀬 敏彦
2. 欠席議員 なし
3. 会議録署名議員
5番 内田 恵子 6番 西股 裕司
4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名
事務局長 小笠原 正和 事務局主査 光 永 晋
5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名
町 長 三好 富士夫 監査委員 角 昂 徹
6. 町長の委任を受けて出席した説明員
副町長 小林 勇一 総務課長 大崎 貞二
まちづくり課長 森 和幸 住民課長 小林 史典
税務課長 柏木 英昭 保健福祉課長 佐藤 由美子
産業振興課長 柿崎 納 都市整備課長 尾 暮 靖志
会計管理者 山内 貢 病院事務長 松田 秀則
7. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
教育長 高山 和己 生涯学習課長 浅野 茂
8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
書記長（総務課長） 大崎 貞二
9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 大崎 貞二
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 内田 亨

1 1. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました平成29年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

5番 内田 恵子議員、6番 西股 裕司議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

議長の許可をいただきましたので、平成29年第3回議会定例会の運営について、去る8月31日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例関係1件、各委員会所管事務調査1件、町からは平成28年度決算認定2件、平成29年度会計補正予算3件、条例関係1件、一般議案3件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日9月7日から9月14日までの8日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会の運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月7日から9月14日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月7日から9月14日までの8日間と決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成28年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 平成28年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点

検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会に当たり、1件の行政報告を行います。農作物の生育と収穫の状況について御報告します。本年は、6月は気温が低めでしたが7月は好天に恵まれ、連日30度を超す気温が続き日照時間も多かったことから、生育および農作業は順調に推移しました。基幹作物である水稲については、町内でもこれから本格的に稲刈り作業が始まっていきます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年並みで、いもち病の発生は見られず登熟は順調に推移しています。また、8月30日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきましても、南空知は平年並みと見込まれております。小麦は、細麦傾向でありましたが、既に収穫調整作業を終えており、収量・品質とも平年並みです。豆類、てん菜は、現在のところ順調な生育状況となっております。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、収量・品質ともにおおむね平年並みで、価格につきましては昨年とほぼ同様の価格で推移している状況です。けさほどの報道にもありましたとおり、空知管内平年並み、若干遅れ気味ということではありますが、既に美唄などで水稲の収穫作業が始まっております。町内を見て回りますと、平年より若干私の間隔では早いように、順調に生育している豊穰の秋が期待できそうな今の状況でございます。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら、異常気象などへも適切な対応に努めていきたいと考えております。

議 長

以上で町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

おはようございます。本日は、教育長・町長2名に御質問させていただきます。よろしく願いいたします。1つ目、今後の食育の進め方は。本町は米を始めとする農業の町であることから1. 南幌でつくられる食材を知ってもらうこと、2. 地産地消支援を進めること、3. 給食費の保護者負担軽減を図ること、これらを目的に学校給食の主食分を全額町で負担しています。平成29年度給食センター概要による米飯残食率調査の結果では、小中学校合わせ平成26年には15.65%、平成27年は16.40%、平成28年度は18.79%と増加の傾向にあります。成長期である子供たちにとって、給食は大切な栄養源と考えられますが、今後の対策はどのように考えていかれるのか伺います。

また、この事業を通し自然の恵みによって得られる地元食材のことや生産者への感謝の気持ち、食の大切さを子供たちに伝えたいという

議長
教育長

本町の思いから、食育をどのように進めていかれるのか伺います。

教育長。

今後の食育の進め方は、の御質問にお答えします。学校給食を通じた食育は、南幌町食育推進計画の農業が持つ、食のすばらしさを伝えるという基本理念のもと、南幌産の米や農産物を活用し、基幹作物に対する理解を深めることや、小・中学校で策定している食に関する指導の全体計画に基づき、好き嫌いをせずに食べることや、3食を規則正しく食べることなど、望ましい食生活や食習慣を身につけるための指導を行っています。給食の残食については、児童生徒が苦手な献立であっても、いろいろなものをバランスよく食べることの大切さを伝え、一口でもいいから食べてみるように指導して、好き嫌いをなくしていくことで、米飯も含めた給食の残食を減らしていくように取り組んでまいります。また、家庭の食事においても、同様に取り組んでいただくため、保護者にもバランスよく食事をするものの大切さを伝えていくことが重要だと考えております。

食育の進め方については、南幌町食育推進計画で位置づけられている、学校給食での地元産利用という目標に沿い、主食分費用の補助や給食日より、学校での給食指導を通じて、地元産食材を活用していることを伝え、各家庭において本町でつくられている食材のことや、生産している農家の方々への感謝の気持ちなどについて話題にさせていただくことで、児童生徒が食の大切さについての理解を深められるように取り組んでまいります。

7番 佐藤 妙子議員。

議長
佐藤議員
(再質問)

再質問させていただきます。今回給食センターの概要から見ますと、直近3カ年の米飯残食率が、特に小学校は平成26年度の16.6%から平成28年度には22.92%と大幅な伸びを示しております。食べ物を残さずいただくことは重要な食育教育と考えます。食べ残しの原因の一つに好き嫌い、食べる時間が足りない、食べる量が多いなどが挙げられます。先日ですね、私小学校の給食の様子を見学させていただきました。45分間の中で、配膳、食事や後片づけというそういう流れで子供たちは大変なれた手つきで準備をして、笑顔いっぱい給食を頬張っておりました。1年生から6年生まで同じ時間帯で給食を終了しなくてはいけないので、低学年は少し大変かなっていうそういう思いで見えておりました。残食もクラスや学年によっても偏りがあるということで、担任の先生も申しておりました。それとまた、牛乳1パックとスープや汁ものを一緒に飲みほすと、低学年は食べきれないようなこともありますということもおっしゃっておりました。それでまず1つ目として、やはり残食率の原因を探っていく上で、データの収集は重要と考えます。担当課のほうで米飯以外の副菜や汁ものの月別・年別の残食の集計を出すことは時間がかかり、項目ごとに拾い上げてはいけないので、すぐには出せないですっていうそういうちょっとお話がございました。また給食センターの概要にも米飯以外の残食の記載はされておりました。22.9%というその残食率が、全国的に見て数字が多いとか少ないとかそういう問題ではなくて、や

やはり地元の食材を子供たちに食べてもらって元気に育ててほしいという、そういう思いでございます。やはりその給食関係者だけではなくですね、町としても情報を共有することが大事だと思いますので、今後しっかりデータ管理をしていただいて、給食センター概要にもしっかり数字として記載していただきたいなと思いますが、そのことを伺います。

それと2点目ですが、児童生徒が自分たちの食べ残しがどれだけあるかっていう実態を知ることでも大事だと、重要だと考えます。各教室、それぞれの教室には米飯の残量は少ないんですね。ですけども、その配膳室に持って行って集約するとかかなりのやはり量になります。ですけども、やはり給食が終わった後に皆さんふたをすぐ閉めて給食センターに持って行かれるので、子供たちは全体的な給食の残食がどのくらいあるかということがわからない状態です。それでその1日分の残食をはかって写真とかグラフとかをつけて学校に掲示したり表示したり給食だよりに載せるなどして、子供たちが自分たちがどのくらい残しているのかということを目でわかるような工夫も必要だと思いますので、その点を2点目をお願いします。

3点目としては、食育なんですけれども、やはり学校給食ですので楽しく学び合える食育の進め方、貴重な食育教育ではないかと思えます。南幌の食材を考えた手づくりのかるたなどをつくって休み時間とか放課後に、遊びの中で食育を学んでいくとか、また給食時間は皆さん短い時間なので、もう静かに黙々と皆さん、児童の皆さんたちは食べてるんですね。その中に、その校内放送で食べている食材の食育クイズとか、食にかかわることとかをね、その放送するっていうことも一つ、食育にとってはいいのではないかなっていう部分がありまして、その点、この3点をお伺いいたします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

再質問にお答えをしたいと思います。まず残食の率をデータをとってということでございます。米については既にお示ししているとおりでございますが、ほかの食材については単品で出すものについては、多分とれると思いますが、いろんなものを複合してできたものについての残食ということになると、なかなか厳しいのかなという思いはあります。ですけども、残さず食べていただくということが基本でございますので、取れるものについては取って状況を明らかにできるようなものについてはしていきたいと考えております。ただ、これは学校給食だけの問題ではございません。あくまでも学校給食はそれぞれのカロリーや栄養素、そういうものを計算して学年ごとの量、そういうものを全て計算した形の中の学校給食として提供しております。主食についても米飯が3.5、残り1.5については麺類やパン、そういうもので当てることになっています。

それともう一つは、先般の中学校の学校祭が2日の日にございました。その中で壁新聞、3年生の中で学校給食の好きなものベスト5という形で載っておりましたが、その中で子供さんの考えることですから主食と副食という区別が余りなされていないなという感じがいたし

ました。1番好きなのが焼きプリンタルトということで、2番目にカレー、3番目がラーメンということでした。そういう面も含めて主食の大切さというものをもっともっと伝えていく必要があるのかなというふうに思います。

それと残食、給食が残ったものを子供たちがあからさまに知ることでも必要でないかということでございます。当然、好きなものはおかわりして食べる、あるいは自分の好まないものについては残すということの多分繰り返したと思います。そういうことは子供さん方が一番わかっていると同時に、先ほど申し上げました家庭での好き嫌い、そういうものが全て学校給食にも反映されるということでございます。そういうことも含めて、旬の地元産のものを使った場合については、学校給食だよりも見ていただいていると思いますけれど、その中でこの野菜については地元産で米についてもこうです、麦についてもこうですという部分については給食だよりで事細かに、保護者の方にも周知するような努力をしております。子供さんたちに理解をしていただくというより子供さん方には、栄養教諭も含めたそういう食の教育という部分で伝えていくことが大事かなというふうに思っております。

食に関するものを手づくりにして子供たちの教育に取り入れてはどうかということでございます。子供たちも今非常に来年から始まります道徳、さらには英語教育という形の中で、既存の学校の時間をどうするか。給食時間が中学校は35分、準備を含めて、小学校は40分という形の中で、その時間が長いか短いかという議論より、少しでも多くの子供たちが残さず食べていただく、そういうものの中で、それぞれ学校で食に対する指導、そういう見たり書いたりそういうものを取り入れた教育ができるかどうか今後検討させていただきたいと思っております。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきまます。今、教育長からいろいろな給食について、また食育についての思いを聞かせていただきました。南幌町の給食は昭和41年から始まったと聞いております。どれだけ月日経っても、給食の話題になると誰もが懐かしくて、ふるさとや友達、また先生を思い出します。中には給食時間が終わっても食べ切ることができずに泣いていた子供とか給食が楽しみで学校に行っていたなど、給食は年齢に関係なく話題が広がるものでございます。今回、地元のお米や小麦などを全額町で負担する、その給食補助事業を通して米飯の残食が増加傾向であるということに対して、また食育という点からも価値ある御答弁を今ほど教育長からいただきました。これまで地元食材の給食を食べて成長した子供たちが、今社会のそれぞれの分野で皆さん、立派に活躍されております。食の宝庫に育つこの南幌町、本町の子供たちに今後どのように成長してほしいとお考えかお聞きいたします。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

これはあくまでも食生活というのは人にとって欠かすことのできない大変大事なものだと思っております。ものを食べられなかったらお腹がす

いて、いい知恵も浮かばないということにもなると思います。その中で南幌町の子供さんは少年団活動、あるいは部活動、多少最近は児童生徒の減少という形の中で、制約を受けている部分がありますが、そういう部分でたくさん活躍して欲しいという形の中です。それと学校給食、当然管理栄養士といいますが、栄養教諭が毎月の献立を子供たちの栄養も考えながら、より多く食べてもらうということで努力をしております。その中で、少しでも子供たちが多く食べて、そして町長がいつも言っているように南幌町の基幹産業は農業ですということですので。そういうことは子供さんも多分頭の中で感じておることだと思いますし、中学校の1年生は農業体験も実際にもう始まります。そんなことであらゆる面で、小学校はバケツ稲、それと教育田による田植え稲刈り、そういう農業に関する教育も実施してございます。それが大きくなったときに自分の子供たちに、うちの町はこういう町でお父さんお母さんはこうやって育ててきたんだよということを伝えられていくような、そんな教育をしていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

議 長
佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

2問目に移らさせていただきたいと思います。今後の移住体験住宅の考えは。南幌町第6期総合計画には、本町が掲げる将来像に、南幌町に行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいと思える、緑豊かな田園文化のまちがあります。本町の移住体験住宅事業は、この将来像を支える大切な位置づけと考えます。平成27年第3回定例会における私の一般質問で、定住に結びつく南幌のニーズにあった新しい移住体験住宅の考え方に対し、町長はこれからの対策については、まち・ひと・しごと創生総合戦略も含め考えていき、今後は検討していくと言われました。また、ふるさと納税を利用する考えにも、これからの政策の中で検討できるのではと述べられています。これまでどのような検討や協議をしたのか、また今後の移住体験住宅事業をどのように展開されるのか伺います。

議 長
町 長

町長。

今後の移住体験住宅事業の考えは、の御質問にお答えします。平成28年度に策定した第6期総合計画において、本町の主要課題である人口減少を抑制し、定住人口の増加を目指すことを施策として掲げており、平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、子育て世代が定住したくなる住環境の整備に取り組むとしています。平成27年第3回議会定例会において、議員からの御質問に対して、移住体験住宅を含め、移住定住施策について検討すると回答していますが、各計画策定の段階において議会や審議会等とも都度協議しており、子育て世代をターゲットとした子育て世代住宅建築費助成事業を実施しています。なお、この事業は本年度にふるさと応援基金の寄附金充当事業となっています。また、北海道及び北海道住宅供給公社、南幌町との共同により、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業を推進しており、平成30年の春に住宅展示場のオープンを予定しています。移住体験住宅事業は11年目に入り、平成28年度までに延

議 長
佐藤議員
(再質問)

べ111組259名の方々に利用されていますが、これまでに浴室の改修や給水設備の更新などの修繕を行っており、当面は現在の住宅を活用してまいります。

7番 佐藤 妙子議員。

町長に再質問させていただきます。私はこれまで定住促進に向けての移住体験住宅について、2回の一般質問をさせていただきました。町ではこれまでどのような協議をされたのか、ただいま御説明をいただきました。平成25年の12月の定例会において、この移住体験住宅を通してどう定住に結びつけるのか。そのためには、住宅の整備を考えてはどうかとの私の質問に対し、早急に住宅の改修をしていただき、冬の体験事業もスタートいたしました。当時の町長の考えでは、ずっとあの状態ということは考えていない。ニーズを把握し、積極的にかかわっていくとの力強い御言葉でございました。また、27年9月の定例会においては、建設業者との連携でモデルハウスと移住体験住宅を兼ね備えたものを考えられないか、お聞きいたしました。現在、体験住宅はございませんけれども、モデルハウスを建てて販売する計画の住まいるヴィレッジ構想を進めております。本当にこれは大変に、大成功してほしいと心から願っているところでございます。それで今、御答弁いただいて現状のままというか現在のまま活用をするというそういうお話でございました。今、「なんと！なんぼろ」のさまざまな取り組みの中で、南幌の知名度は広がり始めていると思うんですね。それで先日、ビューローの展望台にいた方が、このように言われておりました。南幌は田園風景の中に新しい建物が上手に調和されてきれいな町ですねと。このように感じてもらう町に、本当に新しい取り組みにトライするチャンスではないかなと、そのように感じております。全国的に定住促進事業として各自治体で移住体験事業を始めるところがふえてまいりました。その中でも真剣に取り組んでいるところは定住率が増加しているようでございます。本当に南幌町の四季折々の田園風景や南幌の夜空の星の雄大さ、冬の寒い早朝にあらわれる樹氷は、滞在しなければなかなか味わうことはできません。南幌を肌で感じ体験できることは移住を決める、決め手の一つになると思います。現在ある移住体験住宅だけではなく、南幌らしい風景を堪能できる場所があれば、南幌のアピールにつながると思います。しかしそこでいつも町長がよく言われていますように、新しいことに踏み出すときには必ず財源の問題が出てくると、そこで今回少しでも予算を抑える上で御提案したいのですけれども、コンテナハウスを使った移住体験住宅の御提案をさせていただきたいと思います。現在、猿払村と礼文町が導入しております。いずれも風光明媚なところに立っております。大人4人が居住可能で、給排水・空調も完備され、トレーラーとしても活用できるので移動も可能だそうです。コンテナハウスの購入金額は1棟が約750万円程度らしいです。それで、リースで借りるとひと月約7万ぐらいなので、体験の使用料を1日1,500円から2,000円に設定することによって、リースで利用すると町からの支出は軽く抑えられるのではないかと思います。住宅の内容は、若者が好む

スタイルで子育て世帯の方が利用しやすい住宅でございますので、これは住まいるヴィレッジ構想を後押しできるものと考えますが、町長はどのように思われるでしょうか。

それと、ふるさと納税の利活用なんですけれども、ふるさと納税の使い道にこの移住体験住宅のためという項目を追加するという、そういうお考えがあるかどうか。その2点お伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。移住体験住宅は、これは私の思いとしては、定住していただければ一番ありがたいなというふうに思っております。しかし、うちに来ていただく、今約260名ぐらいの方々のほとんどが立地条件のいい、札幌に近い、それから道内をいろいろ巡る場所にいい、そういう人方が大半であります。ですので、今の移住定住の住宅、私どもは2棟用意しておりますけれども、それで十分要は足りているというお答えをいただいております。ですから、コンテナハウスとかいろいろこれありましたけれども、うちに来ていただく方の思いと我々の思いとちょっとギャップがあります。ですので要望も当然出てくれば、それは当然直したり等々しなければならない部分もあろうかと思っておりますが、そこまでして本当に定住していただけるかどうか。そのことを十分考えていかないと金額を使うわけありますから、私は今の現況からいきますとこの札幌圏で、移住定住をやっている中ではなかなか難しい。そういうニーズじゃない。我々の思いと本州から来ていただく方々はちょっと違うなということで感じております。したがって、コンテナハウスを含めて、新たな移住定住の住宅については今のところ考えておりません。今の中で十分南幌町を知っていただく、このことについては知名度高揚、南幌町を知っていただくということは、260名の方がいい町だねっていうことで先ほどお話があったようなことは、よく聞かせていただいておりますけれども、なかなかこれは難しいなということでもあります。したがって、ふるさと納税に移住体験住宅の、ということについては私は考えておりません。今、せつかく子育て住宅を一生懸命やって、知名度も上がってきてる。私どもはそこをいかに北海道と住宅公社と南幌町と三者でこれをいかに進めながら、うちにある財産である住宅団地の販売に力を入れていく。そして本州の方々には、今ある移住定住住宅を活用していただいて、少しでも南幌町の宣伝マンになっていただきたいなと。そんな思いで、全国にそういうのが、南幌町はここにあるよ、こういう町だよということに使わせていただくほうがいいのかなと。余り移住定住にこれに力を入れてても、最近あまりないんですよ、どこの町も。いい建物にしたからどんどん来ていいかということでもないし、なかなかそのニーズを把握するっていうのは非常に難しいんですけども、私は今ある部分、それは先ほど申し上げた三者協議でやっていることに力を入れながら、そして今ある施設を活用していただいて、体験していただければと、そういうふうに思っております。

議 長
佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

少々残念ではございますが、町長の思いはわかりました。それで最

(再々質問) 後に一つだけ質問なんですけれども、季節限定で来られる方、シーズンステイなどで来られる方も今後ふえる可能性も今の住宅ですね、あると思うんですけれども、聞くところによると予約は結構いっぱいだと思います。たくさんの方が予約していただいているということで、今後利用の希望者がふえたときの本町としての対応はどのようにお考えか、最後に1点。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。
佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。現在のところを、今のところちょうどいい感じで応募いただいて、多少抽せんもあるんですが、ならしますと大体いいところで、今冬の体験モニターを募集しておりますけれども、それらを含めていくと、まだふやさなくてもいいような状況になっているということと、あわせてリピーターも結構来ていただいているというようなこともあるんで、新規の人を中心にするはまだまだ余裕がありますんで、そういう対応をしながら、どんどんどんどんふえてきたらまたそれはそれでまた考えますけれども、今のところは十分、これ全道的にも同じような状況になっておりますんで。大体この程度あればいいのかなというふうには思っております。

議 長
熊木議員

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。
次に10番 熊木 恵子議員。
子供の貧困の実態把握調査をということで、町長に質問いたします。全国各地で子供の貧困が深刻化し大きな社会問題になっています。平成26年1月に子どもの貧困対策推進法が施行され、子供の貧困に対する問題意識を持って実態調査をする自治体がふえています。実態把握に基づく保護者の就労支援や、経済支援など多岐にわたる対策が急務となっています。子供の貧困を解決するために期限を区切った数値、改善目標を設定することや、担当部署などを明確にして取り組んでいる自治体がふえつつあります。本町では、子どもの貧困対策推進法に基づき、実態把握調査や施策の検討をどのように行っているのか伺います。貧困の連鎖や貧困の低年齢化が全国の調査で報告がされていますが、乳幼児健診や小中学校での実態について関係機関と共同して取り組む必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

議 長
町 長

町長。
子供の貧困の実態把握調査を、の御質問にお答えします。国では、子供の貧困対策を総合的に推進するために、子供の貧困対策に関する大綱を定め、都道府県はこれを勘案して計画を定めるよう努めることとされています。このことから、道においては平成27年度から平成31年度までの、北海道子どもの貧困対策推進計画を策定し、毎年度事業実績を把握し、計画の管理を行っているところです。町としましても、第6期総合計画に挙げている、保育所利用者負担額の引き下げや乳幼児・児童生徒等の医療費助成、高校生通学費補助事業、公設学習塾などの町独自の事業は、子育て支援のみならず低所得世帯における支援を考慮した事業を展開しています。また、子供の貧困に係る調査ですが、平成28年度に道が圏域ごとに抽出した13市町および札幌市で子供の生活実態調査を行ったところです。町では、具体的な実

議 長
熊木議員
(再質問)

態把握調査は実施していませんが、生活保護世帯やひとり親家庭の児童扶養手当の申請のほか、母子保健事業で、家庭環境を含めた経済的な状況を把握しており、各関係機関との連携のもとで支援を行っています。今後においては、道の分析結果や他市町村の動向を注視していきたいと考えています。いずれにしましても、子供の貧困対策を効果的に進めるためには、個別的な支援が有効であるとされていることから、保護者への情報提供や相談支援により、子供の成長段階に応じた切れ目のない支援を継続してまいります。

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま答弁いただきました。実態把握調査は実施していませんということでしたけれども、その前にこの子供の貧困について、今や日本全国で相当深刻な状況となっています。子供の貧困対策推進法が衆参両院の全員一致で採択された背景には、4点・5点ほどであるとされています。子供の貧困という用語が提起され、書籍や雑誌・ニュースなどで大きく取り上げられたこと。2番目には国際的な統計、OECDで日本の子供の貧困の高さに注目が集まったこと。3番目に、イギリスで2010年3月に子供の貧困法が成立し、2020年までに子供の貧困の撲滅を宣言したこと。4つ目に、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークや、あしなが育英会など諸団体が法律制定への要望などを行ったことなどが挙げられています。政府は2014年8月に子供の貧困に関する大綱を閣議決定しています。この中で大綱の中にいろいろあるんですけども、サブタイトルは、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、となっています。私はこのサブタイトルにすごい感銘を受けたっていうか、やっぱりこれ本当に真剣にやらないとだめだなんてことを強く感じました。大綱の柱として、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることは極めて重要であると掲げています。先ほども答弁にありましたけれども、2015年度から国が子供の貧困調査に交付金を支給したことで、調査する自治体がふえています。先ほどの答弁で13市町と札幌市ということで答弁されましたけれども、具体的に13市町はどこなのか教えていただきたいと思います。

またこれを受けて、この13市町以外にも、今実態調査を進めているところがふえていると聞いております。生活実態の基礎調査ということで、その町その市の基礎調査では、人口推移や200万円以下の課税標準額や比率、200万円以下の所得世帯数、医療費の減免や就学援助など詳しく調査し実態に即した支援を進めているというところもふえています。本町では、これをどのように把握しているのか。

そして、調査をする計画があるのかどうか。先ほどはしていないということでしたけれども、私はやはり調査はする必要があると思います。けさの新聞報道でも、隣町で質問に対して調査をするというふうに記事が載っていました。ですからやっぱり前向きに捉えて調査をしていく、そのことによってこの町で貧困と真剣に向き合うという姿勢

になっていくのではないかと思いますので、そこは再度答弁いただきたいと思います。

また、先ほど各課と連携してってということで実際には取り組みがされているという答弁でした。乳幼児健診や、あと学校などとも連携しているということで各課のそういう連携の中でどのような内容で、そしてどのような声が寄せられているのか、そこもしわかれば、教えていただきたいと思います。

また、先日来いろいろニュースとか報道特集とかでも子供食堂とか子供の居場所づくりが話題になっていますけれども、近隣でも実施しているところがありますが、このようなところで町とか市が子供食堂をやるってところはなかなかなくて、NPOとかいろんな団体が立ち上がっているところが多いんですけれども、そういう場合であっても会場費を町が負担するとかっていう形で取り組まれているところが多いと聞いています。もしそういう要望があった場合に町としては取り組んでいくということを考えているのかどうか。

また学習支援として無料塾や公設塾が取り組まれているということも報道されています。本町でも今、計画の中にある公設学習塾、この進捗状況について伺います。以上何点かですけれども、お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。13市町の関係については職員のほうからお答えをしていただきますけれども、まず熊木さん、うちの町の実態調査、十分把握していただけるんでしょうか。全国的には今、熊木さん言われたとおりであります。うちは先ほど申し上げたように、いろんな会議を通じながら実態把握をして、先ほど言った貧困、あるいは所得の関係、全部が一緒になってやっておりますんで、合わせていろんな委員さんからも声をいただいて、未然に防いでいくというか、そういう情報を察知しながらいるところでもあります。私は逆に言うと、今1万人未満という町であります。ある程度、情報の把握はかなりできていると思います。100%とは言いません。でも、そういう町だからこそいろんな声をいただいているいろんな対策を、先ほど申し上げたとおり、いろんなことはやっているところでもあります。子供の居場所づくりも含めて、学童保育の延長もやっておりますが、なかなか延長を使うまでにまだいってない家庭が多いようであります。あまり使われていません。そんなことを考えますと、ある程度把握しながら、今やっているところでもあります。だから大きい町あるいは市は、実態把握調査っていうのはなかなか難しいから、行政である程度は私はやっていかなければならないかなと思っておりますが、今のうちのいろんな連携の中で、いろんな会議の中で常にそういう情報交換されておりますんで、逆に言うと調査をしない中で今やっていることを推し進めていくことが未然に防げるのではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げた、1回目の答弁で申し上げたいいろんな事業やっています。それらを含めて低所得者、子供たちが同じような環境で、親の責任じゃなくて、同じ子供としていけるように、でき

るだけ努力をさせていただいて、支援をさせていただいてるということでもありますので、今のところ我が町については、深刻になるほどの実態はあらわれていない。ただこれから起きる可能性もありますから、これは綿密に今あるいろんな会議で情報交換をさせていただきながら、やっていかなきゃならない。これは手を抜けませんけども、今早急にこの貧困対策の実態調査をする、まだ私は時期ではないというふうに思っております。道やら今やってる13市町村のその辺の実態も出てきますから、それらを見ながら、うちとしてもやらなければならないかなと思えば、今後はそういう動向を見ながら考えることかと思えますけれども、私は今のところ、そんな部分についてはそこまでなくても、今ある体制の中で、しっかりやっていけばいいのかなというふうに思っています。

公設学習塾は今、ことし制度設計でやっていますので、これは皆さんにお話ししたとおり、年数をもって順番につくっていきますよ、ということでもありますので、今その段階でまだ新しい報告ができるものはありませんけれども、それをどうやるべきかということ今、関係者で練っていただいておりますので、また明らかになれば、お示しをできると思っておりますので、御理解いただければと思います。13市町についてはそのようなことで、先ほどもう一つありました居場所づくりのNPOは、今そういう状況なものですから、そこまで考えておりませんが、もしそういうことが出てくれば、それは当然町としても考えられなければなりません、町の政策の中で十分今のところは足りてるのかなというふうに思っておりますから、そういうNPO法人が出ていただければ、非常にありがたい部分が出てくるかと思えますけれども、それらが出てきたときには、いろいろ検討させていただきたいなというふうに思っております。

議 長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

先ほどの道の実態調査の関係の御質問にお答えいたします。北海道におきましては8圏域に分けて、そこから抽出した13市町、近隣で言いますと、三笠市・滝川市、あと近隣ではございませんけれども、岩内町・蘭越町・登別市・浦河町・北斗市・稚内市・旭川市・網走市・幕別町・清水町・釧路市、こういったふうになってございます。調査の数といたしましては、それぞれのところからの抽出でございまして、約2万件そちらをベースに調査をしているところでございます。調査の内容といたしましては非常にデリケートな話題も多くございます。各家庭の年収、そういったものと進路の状況、あと日常生活で困っていることがないかなど、非常に細かな調査となっております。あと各課の連携の中でということなんですけれども、そちらにつきましては、特に町長の答弁にもございましたが、特に貧困に対する話題はございません。ただ、学校教育とは非常に綿密な連携をさせていただいておりますので、子供さんに何かあったときには、教員を通じて教育委員会、さらには保健福祉課のほうにも連絡がまいて即座に会議を開いているような状況にございます。あと乳幼児健診等で実態把握をさせていただいております。細かい内容ではございませんが、生活

議 長
熊木議員
(再々質問)

が苦しいなど、経済的な不安はありませんかということで、母子手帳発行から3歳児健診まで、全ての問診表にそちらを盛り込ませていただきまして、必ずそこに注視して保健指導もしくは生活指導も行わせていただいているところでございます。以上です。

10番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。先ほど冒頭、町長のほうから町の実態を知っているのかというか、そういうことを私は言われたと思うんですけども、十分とは言えないかもしれないですけども、私なりにやっぱりつかんで知っています。それから全国の流れがうちの町だけが避けて通れるというものではないと思っていますので、そういう意味でやっぱり予防っていうか、そういうこともすごく大事だと思っています。先ほどの町長の答弁の最後のほうでは、切れ目のない支援を継続していくってということで、それは本当に続けてほしいことですし、評価できることだと私も思っています。先ほど、いろいろ答弁いただきましたけれども、そこまで深刻な状況では、言ってみればないというふうには町長は思っていて、それから各関係機関が連携している、いろんな会議体でも話がされているので、その未然についていうかそういうこともあるので、特別実態調査はする必要がないという答弁だったと思うんですけども、いろいろこう生活実態の基礎調査と一緒にいうところでは、やはりそこを重要視してやっている自治体が多いと思います。先ほど教えていただいた13市町というところに入っていなかったと思うんですが、洞爺湖町でもこの調査が議員の質問によって、調査が行われています。そこの中ではどういう項目で調査するのがいいのかっていうことを何回もこうその各課が集まって練って、それで調査をしているという実態がありました。そこの中ではやっぱり大きな都市に比べて貧困というか、数が少ないっていうか、そういうのもあるんですけども、やっぱり細かく見ていくとなかなかこう見えない、隠された貧困というか、言葉がちょっとおかしいですけども、例えば小学校・中学校とかでも、家庭の貧困を子供がやっぱり必死に隠すっていうことが教師のほうから見て、ちょっとわかるっていうことが報告されたっていうことをお聞きしました。だから子供たちはやっぱり誰が守ってあげるのかっていうところを真剣にやっていかないと、本当にどんどんどんどんひどくなるのではないかなと思うので、今回この質問を持ってきました。ですから私は、やはり何らかの形で調査をしていくってことは必要だと思うので、今後ぜひ検討していただきたいと思えますし、その時期とかがもし目標値を定めてやるということの計画をできるかどうかもちよっとお答えいただきたいと思えます。

また、公設学習塾の件についてはわかりましたので、その計画が進み次第、報告お願いしたいと思います。

あとは28年の第4回定例会で就学援助のことで、入学準備金の支給を速やかにしてほしいという形で質問いたしました。その時教育長が答弁されて、その後すぐそこでは検討するということでしたけれども、すぐ前倒しというかそういう形で実際には行われたっていうこと

では大変感謝しております。その時に、いろいろこうその少子化に伴う児童数の減少とかから、本町の場合はその貧困率っていうことを見ると、全国平均とか全道平均で見ると、それほど高くはないけれども、決してないわけではないってことを教育長が答弁されたと思います。そこのところを、そういう認識で一致できたっていうことは、私はすごくありがたかったなと思うんです。だから数字は全国のレベルよりも少なくあっても、やはりそこに隠れているものとかそういうところをやはりこう私たちが、行政にいるものも一緒に問題意識を持って見ていくってことがすごく大事ではないかなと思うので、その辺でもし何かあればちょっとお答え願いたいと思います。

また、教育現場でいろいろその関係機関も協力していますけれども、子供の貧困によるいじめなどとかが起きている実態がないのかどうか、そこ1点確認させてほしいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろお話いただきましたけども、今教育長のこないだの答弁の中でもあるように、それだけ事前にうちはいろんな情報交換させていただいております。ですから、今特別につくってどうのこうのっていうことではなくて、それでまだ間に合っているって言ったら言葉悪いですけども、やっぱりある程度見れるという、いい状況にあると。それから学校からの情報も速やかに入ってきますので、それらを含めていくとこの実態調査をしたからどうなるという分野も当然あるかと思いますが、私はそれなりにうちの町として、そういう対策にならないように、事前にいろんな形で会議等々でやらせていただいておりますので、今すぐ要請があったからすぐうちもやると、そんなことは考えておりません。どうしても今の管轄で我々がやってる事業・支援の中で、これは不備があるとか何か新たな問題が出てくれば、当然その調査もしていかなければなりません、調査するどころより、やはりきめ細かにそういう情報交換をしながら、そういう人たちを少しでも救える手法をいかに早めにやるかということではないかなというふうに思っております。いじめの関係ではありますが、大きないじめはないようであります。ただ、子供たちのことありますから、けんかしたらいじめだっていうそういう捉え方も今の風潮だからあります。だからそういう部分もありますけれども、大きなことになるような、事前にそれは学校ともあるいは教育委員会とも意見交換しながら、最初のときに芽を摘んでいただいておりますので、今のところはそんな大きないじめには発覚していない、それは学校と教育委員会等々、あるいは保護者と連携をしながら、事前に把握して芽を摘んでいるということでもありますので、それと同じように、こういう対策の調査をやってみんに広めていけばいいかどうかという問題ではないと思うんで、子供たちのことも考えてあげないと。だから私は今ので足りなくなれば、当然調査もしてやっていかなきゃなりません、私の今で見ている感じでは、ある程度行き届いているんだなというふうに思っております。それを手を抜かずに、これからも粛々とそういう人がふえないように進めていく。そ

れが温かい行政ではないかなというふうに私は思っていますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思っております。

議 長
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

役場庁舎内の喫煙場について。受動喫煙に対する健康被害などが問題となっています。現在役場庁舎内では2カ所に喫煙場所が設置されていますが、受動喫煙の問題があると考えます。今後の課題として2点伺います。

1. 本年度、庁舎内禁煙として、屋外に設置される予定の喫煙所はいつごろ実施されるのか。

2. 公共施設の建物内での全面禁煙の考えは。

議 長
町 長

町長。

役場庁舎内の喫煙所についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、現在、役場庁舎は2カ所の喫煙場所に分煙機を設置していますが、11月をめどに屋外に喫煙所としてプレハブを設置し、建物内禁煙を実施します。

2点目の御質問については、既に小中学校を始め、町立病院や保健福祉総合センターあいくる、生涯学習センターぽろろなどで敷地内禁煙を実施し、またスポーツセンターでは建物内禁煙を実施しているところです。なお、農村環境改善センターなどの現在禁煙措置を講じていない施設についても、順次取り組んでまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。今答弁いただきました。1点目の11月を目途に屋外に喫煙所としてプレハブを設置するとありましたけれども、これは、役場庁舎外のどの場所に設置しようとしているのか。また、そこでは何人ぐらいというか、庁舎内の喫煙率っていうか、そういうのはわかりませんが、どれぐらいの人数がそこに入れるものなのか。また、プレハブを締め切った状態にするのか。その中にそういう一定の措置っていうかね、そういうものをしようとしているのか。その辺ちょっと具体的に教えていただきたいと思えます。

また2点目のところで、公共施設はいろいろこう、もうなくなっているんですけども、先ほど農村環境改善センターなどと町長御答弁されましたけれども、改善センターのほかにもまだあるのかどうか。順次取り組んでいくということですけども、この時期はもう設定はされているのか、そこ具体的に伺いたいと思えます。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

ただいまの熊木議員の御質問にお答えいたします。どの場所にプレハブを設置するのかということですが、現在公用車の車庫Aから順に記してあるのですが、そのAの横、いわゆる役場庁舎と公用車車庫の間ですね。そこに車庫に併設をした形で設置を予定してございます。なお、大きさでございまして、2間の1間、3.6メートルの1.8メートルということで、人数にしましたらおおむね十二、三名は入るのかなと思っております。喫煙率でございまして、役場庁舎内の職員77名、嘱託臨時職員も含めていますが、そのうちの喫煙率につきましては27%、役場全体では24%

程度と捉えてございます。どのような運用をするのかということ、当然受動喫煙ということがございますので、当然締め切った形で中に分煙機ですね、それらを置いて煙を吸い取っていくというような方法を考えてございます。なお、役場以外に今禁煙措置を講じていない施設でございますけれども、消防支署、それと議員言われた改善センター、それと指定管理施設でございますけれども、三重レークハウス、これは教育施設という考え方が強いので、以上4施設を町のほうで今対策が必要ではないかということで考えてございます。消防支署につきましては、現在2階のほうで分煙をしてございますけれども、幸いにして消防庁舎横に現在活用してない車庫がございますので、それらを利用して体制が整い次第、そちらのほうで喫煙をしていただくと。また、改善センターにつきましては、これも2階のほうで喫煙してございますけれども、来年4月以降ですね、プレハブもしくは屋外用の灰皿を設置して屋内禁煙という形で運用を図ってまいりたいと。なお、住民周知も必要なものですから、それらも含めて考えてございます。レークハウスにつきましても、4月以降、住民周知を含めて屋外用の灰皿を設置して屋内禁煙という形で実施をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきます。1点目のその設置場所とかに入れる人数とかその辺はわかりました。

分煙機をつけてってということなんですけれども、隣っていうかその敷地の外のところが生涯学習センターですよ。それで、ちょっと私その分煙機の機能とかそういうのはちょっとわからないんですけども、吸い込まれた煙っていうのは外には全く出ないものなのですか。よく空港とか、そういうところは本当にこう高度なっていうか技術を要した完全に仕切られて、通っても煙のにおいは全くしないっていうような形があるんですけれども、そのようなことの機能を有しているのかどうか。それをちょっと伺いたいのと、もしそれがなくて煙が漏れるとかっていうことがあるとすれば、やはりもっときちっとしたものをつくるべきではないかなと思うんですけれども、その辺ちょっと伺います。

また2点目については、改善センターのほかのところはわかりました。時期は来年4月以降ということで総務課長のほうから、住民周知もあることなんですということなんですけれども、やはりこれは今もこういう流れっていうか、一般的にはやっぱり健康被害とかいろいろこう受動喫煙によるっていうことが起きています。改善センターの場合は特にこれから冬に向かっていくときに、1階に入ったときにも2階でたばこを吸っていると煙がやっぱり漏れてきますよね。ですから、たくさん人が集まるそういう公共施設の場合は、やっぱり一刻も早くということが求められると思うんですけれども、この時期については、再度検討して早めるということができるとか、この点を伺います。

議 長

総務課長。

総務課長
(再々答弁)

熊木議員の再質問にお答えいたします。分煙機と申しますのは、今現在役場庁舎の中に、喫煙場所2カ所、3階の廊下に分煙機を置いて、そこで喫煙してございます。また、1階の休憩室、職員玄関入った横でございませうけども、そこにも同様に分煙機を置いて喫煙をしています。そこでの煙については、その分煙機の中にフィルタがありまして、そこに煙が吸い込まれていくというようなシステムでございませう。したがって、プレハブの中で吸っていただくということですので、煙についてはおおむねそのフィルタに入っていくと。また、締め切ることによって当然外には、開閉するときには多少出るとは思いますけども、そういうようなことで外に出ないと、出さないということで、そういう運用を図っていきなうというふうにご考えてございませう。その2台を置くということ。それと今後でございませうけども、今、御承知のように春の国会で受動喫煙の強化対策が、一部調整がきかないで流れて、秋の国会に向けて今調整中とございませう。その流れも当然あることと申さうけども、議員おっしゃったように、今そういう受動喫煙というものが求められているということで、改善センターなどにつきましても、議員が言われたように早くできるものは早く進めてまいりたいなというふうにご考えてございませうけども、プレハブということになればやっぱり雨風しのぐようなものでございませうので、予算的なものもございませうので、そんなものを総合的に検討しながら、なるべく早期に実施をしていきなうと考えております。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

ここで11時まで休憩をいたしたいと思ひます。

(午前10時45分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 認定第1号 平成28年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました認定第1号 平成28年度各会計決算認定につきましても、提案理由を申し上げます。始めに、平成28年度南幌町一般会計の決算につきましてもは、歳入歳出差し引きで1億302万2,032円の残額となりました。主な事業としては、防災行政無線整備事業、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健事業、農業経営高度化促進事業、商工業振興事業、公園遊具等改築工事、栄町公営住宅改修工事、消防高規格救急自動車更新、スクールバス更新などを実施したところと申す。なお、農業経営高度化促進事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額21万3,000円を差し引くと実質収支額は1億280万9,032円となります。次に、平成28年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましてもは、歳入歳出差し引きで4,427万5,779円の残額となったところと申す。次に、平成28年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましてもは、歳入歳出差し引

きで440万1,671円の残額となったところです。次に、平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで134万9,439円の残額となったところです。次に、平成28年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで4,261万3,436円の残額となったところです。最後に、平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで53万377円の残額となったところです。以上、平成28年度各会計の決算につきまして、御審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、平成28年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

局長 角島監査委員。

監査委員 既に御一読のこととは思いますが、若干、補足させていただきます。なるべく重複を避け簡単に内容と決算審査をどのような視点で行い、どのような特徴があったのかといった点を中心に、補足説明をさせていただきます。読めばわかる点については、特徴的なことがない限り省略します。大まかにどんな状況の決算であったかということをお報告をさせていただきたいと思っております。あわせて、時間を取らないように留意しながら、1ページの下段2行に記載の基本的な例規の遵守状況について、確認をさせていただいております。守っているというよりも、自治ルールが実態あるいは時代にあっているのかという視点で確認をしております。今年、110年ぶりといわれる刑法の大幅改正がされまして、7月13日に施行されています。そして、民法も120年ぶりに抜本改正され平成32年に施行されます。いずれも法が時代に合わなくなったり、想定していない事態が多くなり従来の法律では対応ができなくなったため改正されてございます。法令の条文どおりに実務がされているわけではなく、法の解釈や裁判、実例を積み重ねて運用がされているわけです。判例や行政実例を参考に実務が行われるのは、そういう理由です。そんな視点で例規の遵守状況を確認しています。さて、本題に戻ります。2ページをごらんください。2ページには財政規模ということで表を作成してございます。昨年までと少し様式を変えまして、当初予算と予算現額を対比して、補正額の大きさと補正率、予算現額に対する収入率・執行率を表示しております。予算を組む段階で必ず支出にあわせて収入を見ますから、収入と支出はイコールというのが行政の会計であります。そういったことで、それぞれ予算の規模に対してどういう推移をしているかということで見させていただいております。ごらんのとおり一般会計では、当初予算に対してマイナス約1億7,000万円の減額補正になっておりますし、補正率は3%でございます。決算額につきましては、収入率は100%、執行率は98%となっております。特別会計ですが、介護保険特別会計で約5,000万円、7.3%の大型補正をしており

ますが、それ以外については大きな補正がなかったということです。最終的に決算額については、一言で申しあげますと予算現額と収入率・執行率が相違しているのは、大体人の常です。収入は少な目、支出は大目に見積もって決算予測をしているという結果で、これくらいの誤差は出てくるというふうに考えてございます。①の一般会計をごらんください。当初予算が減少した要因を分析しています。一言でいうと防災行政無線整備事業が当初予算の5億4,000万円に対し、1億8,000万円で執行され、3億6,000万円の節約ができたことが執行額を減らし、歳入面でも町債の新規発行額を3億7,000万円減らした主因であることを書いております。2つ目の段落では、防災行政無線以外に減額補正を行ったもの、2ページの下から3行目から、3ページの上半分には増額補正をしたものは何かを記載しました。いずれも300万円以上のものを拾ってあります。3ページの中段②特別会計をごらんください。3ページの中段の特別会計ですが、介護保険会計で5,000万円が増額補正があったということ以外は、繰り返しになりますが、特に大きな差異はありません。5ページにまいります。5ページ下段をごらんください。歳入について一覧にして表示してあります。下から3行目に一般財源の小計がありますが、4,600万円ほど前年度の収入額より減少してございます。ふえているのは、町税だけと言ってもいいぐらいの数字になってございます。特に地方消費税交付金についてはどちらかという人口に比例して交付をされてくる部分、これは27年に行われた国勢調査の影響を反映しているというふうに理解をしいのかなというふうに思います。6ページにかけて特定財源の明細が書いてありますが、小計をごらんいただくと8億2,300万円、30%ほど減少しています。これは前年度に比べてどうかということですが、前年度は非常にいろいろな形で、町民プールの建設ですとか、小中学校の改修工事、そういったものがあったということで、平成28年度では、ここに記載してございますが防災行政無線、スクールバス、高規格救急車が大きなものであります。したがって、国や道からの補助金等と町債が大きく減少しています。逆にふえているのは、一般財源では町税、特定財源では寄附金と繰入金です。寄附金はふるさと応援寄附金の増加、繰入金は財政調整基金をはじめとした各種基金を取り崩して事業の財源に充当したためです。6ページの下2行から7ページの上段でふるさと納税についてふれています。当初予算5,000万円に対し3度の増額補正を経て、9,636万円を受け入れています。一方で南幌町民が他市町村にふるさと納税を行っているのは極わずかです。7ページ中段の町税の収納状況をごらんください。調定額が記載されていますが、前年度と比較すると増加しているのは個人町民税2,600万円、固定資産税600万円、軽自動車税400万円です。他は減っています。所得で見ると農業所得は大幅に増加しています。他にふえているのは不動産所得、公的年金所得です。農業所得者は10人減って、公的年金所得者が59人ふえています。高齢化が所得の面にも表れていると思います。9ページにまいります。不納欠損の内容を示しています。ごら

んのように本年度の不納欠損額につきましては、50万8,000円ということで、滞納繰越分の調定額に対して50万8,000円、0.5%ほどの不納欠損をしてございます。やはり金額的に多いのは、国民健康保険税ということになってございます。下4行に監査委員としての判断を記載しました。いずれにしても5名の方についてやむを得ないと判断しています。10ページをごらんください。歳出についてふれています。前年度対比で8億5,500万円歳出が減っていますが、先ほど申し上げましたように工事請負費ですとか、償還利子ですとか、割引料、そういったものが減ってきていることが原因であります。13ページをごらんください。有価証券のところで、南幌振興公社の株式230万円を取得していますが、財務規則に株式は額面で記載すると決められておりますので、そのように処理されています。16ページにまいります。特別会計では国民健康保険について補足をしたと思います。17ページをごらんください。上段の段落では、国保の被保険者数について触れています。平成28年度の年間被保険者数は前年度より126人減少していますが、16ページの表の最上段にある保険税は180万円ほど増加しています。来年度から保険者が町から北海道に移行しますが、保険料がどう変わるかがこれからの注目点です。朝方住民課長に確認をしましたが、まだ試算結果の明確なものが出ていないということでもありますので、この段階ではどういう方向になるかわからないということでもあります。17ページ下段の表にありますが、保険給付費、件数、診療日数はともに減少していますが、割り返した1件当たり、1日当たり、1人当たりの医療費は増加しています。18ページをごらんください。医療費の増加原因についてふれています。高額医療費のうち1,000万円以上の医療費がかかった方が数名おります。そういった方を含め100万円以上の方が前年度より15件、25.4%増加していることが原因です。要するに被保険者の数は減ったけれども、高額医療がかかる方がふえたということでもあります。国民健康保険税ですから、保険という意味では相互扶助という部分が成り立っていると思いますし、税という意味では所得の再配分が十分に機能していると思います。2つ目の段落でがん検診受診者の39%増加をはじめ、各種健診の受診状況が向上していることを記載しています。のぼりや広報での周知、保健師の活動に加えて、電話勧奨、健康ポイントの複合的効果だと考えていますが、少しずつでも受診率が向上することに期待をしたいと思います。それと、19ページの上の段に国民健康保険税の収納状況をお示しをしております。収納率をごらんいただきたいのですが、78.13%ということで平成27年度より若干上昇しているという状況でございます。それぞれ各担当が連携をはかって取り組んだ結果だというふうに思っております。他の特別会計については、特段申し上げるべきことはありません。24ページにまいります。舌足らずの意見になっていますが、繰り返し申しましたように前年度比では施設整備を中心とする事業が減少したことにより、予算規模が縮小していますし、年度内では防災行政無線をはじめ入札結果が減額補正したことが要因になって予

算規模が減っているということであります。南幌町の地方創生関連事業は平成27年度では3,800万円ほどありましたが、平成28年度では28万9,000円となっています。複数のグループに聞き取りをしましたが、南幌町のような地域性を持った地方には、広域性や民間活力の利用が前提の事業では該当しづらいということですね。人口減少の中で何ができるか見直すよい機会になったと前向きなコメントを聞いています。その他の補足は控えさせていただきますが、改めてお願いをしておきたいと思うのですが、第6期総合計画のスタートということが先ほどの一般質問の中でもやり取りがされてございます。同じことの延長ではなく、新しいアイデアをどう引き出すかが非常に大事だと思います。そして24ページが一番下に書いてございますが、ふるさと納税がことしの春の総務大臣の通知に基づいて、減少傾向になっているという中で、これをどういうふうにふやしていくのかというのが一つの課題です。これは本当に知恵を絞ってやっていかなければ、自主的な財源としてはこれをどうふやしていくかということになるかと思っておりますので、強く期待をしておきたいなと思ってございます。以上、申し上げます平成28年度決算審査意見の補足といたします。

議長 ただいま上程されました平成28年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま上程されました平成28年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

●日程6 認定第2号 平成28年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第2号 平成28年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、前年度に比べ、入院患者は若干増加となりましたが、外科医師の不在に伴い外来患者は減少し、過年度の診療報酬返還に伴う特別損失も計上したことから、収益的収支では396万2,976円の純損失となったところです。以上、平成28年度病院事業会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては平成28年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されていますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (局長朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

角島監査委員。

監査委員 もうしばし耳をお貸しいただきたいと思います。こちらも、どんな視点で審査を行ったかを中心に補足させていただいて、読めばわかる点については、特徴的なことがない限り省略します。病院事業会計は企業会計ですから、1ページに記載のように適法性と経営成績を中心に経営動向の把握とすう勢を事業と収支は4年間、貸借対照表は2年間で基本として見てございます。2ページをごらんください。上段には①として入院、外来の患者数を記載しています。中ほどに合計欄があり、その上に外来、入院患者数を記載しています。一番右に平成26年度の前年度、25年度との患者数の増減が記載されています。ごらんのように入院患者が減り、外来患者は増加していますが、平成26年度は内科のドクターが交代した年です。ですから、ある意味そこからがベースになってくるのかなと思います。御存じのように平成28年度は外来患者が大きく減っていますが、外科の院長が前年度末に定年退職し、江別市との連携により総合内科医2名の診療体制になりました。結果として内科はふえています、外科の休診により外来患者が減っています。そのあたりは、②の診療科別延患者数の状況と対比してみてくださいとよく分かると思います。3ページは年度別の病床利用率の推移を記載してございます。平成27年度はうるう年でしたので、若干同じ人数であれば分母が小さくなってるので若干改善するのですが、それを超えて増加をしているという状況になってございます。前年比で2.7%増加していますから、うるう年の誤差よりも大き目に増加をしています。ただ、44.7%は空知管内や北海道のものと比較して決して大きい数字ではありません。新・病院改革プランに示された42%よりは高いですが、全体的に町立南幌病院は低位に推移しています。4ページなんです、ここに療養病床等の稼働状況、一般病床を含めて稼働状況を載せてございます。病床利用率が経営収支に与える影響は非常に大きいです。ただし、病床利用率を上げるた

めにはそれなりの医療体制がなければいけないということが事実としてございますので、やれる範囲でどこまで、現状の体制の中でどういうふうに病床利用率を上げていくのかということが非常に大きい課題だと思います。特に周辺環境を考えますと、南幌町はちょっと走れば専門病院なり総合病院がたくさんありますので、その点が非常につらいところだなというふうに思っております。4ページの下から5ページにかけて収益的収支、いわゆる医業収支と医業外収支の内容を記載してございます。注目すべき点は2つです。1つは給与費が減って、経費が増加した点。2点目は一般会計から病院事業会計に繰り入れた金額の明細を記載しました。昨年も申し上げましたが、病院事業は収支だけで論ずるものではありませんが、管理を適切にしないと見境がつかなくなってしまう。事務を適正にやって欲しいというのは、そういう観点で繰り返しお話をさせていただいております。事務職員が診療や看護をするわけではありませんから、事務職員をふやせばいいというものだとは思ってませんが、やることはやらなきゃいけないということを、きちんとしてないと内容がわからなくなるということは肝に銘じておいていただきたいというふうに思っております。6ページにはそれをまとめた比較損益計算書ということで収支状況をお示しをしております。平成28年度はマイナス約400万、396万3,000円です。その大半はその上にあります特別損失306万7,000円です。これは後ほど出てまいります。道に会計検査が入った結果、返還金を求められたということでもあります。したがって通常はその上の、下から4行目の経常利益でいわゆる本業の利益というところで比較をするのが通常というふうになっております。それともう一つあるのですが、平成28年度は減収減費減益型の決算内容となっております。平成27年度は増収増費増益型の決算内容となっております。それは何かというやはり両年度とも他会計繰入金を入れているということで、新たに増額をして入れているということが増収のほうにつながっているということでもあります。28年度が減収なのは患者数が減ったということが原因です。ここで病院事業会計決算書をごらんください。16ページをお開きください。平成26年度の公営企業会計基準の変更により新たに示された新たに導入された資料、キャッシュフロー計算書があります。平成26年度の決算審査の際にお話しすればよかったのですが、キャッシュフロー計算書とはなにかということ、現金収支の内容を記載してございます。頭に当年度純利益、マイナス396万2,976円というふうになって、減価償却費、これは企業会計では費用として見っていますが、現金は出て行っていませんから、プラスとして見えています。以下、企業会計とは全く違う、現金の出入りを記載をして最後に下から3行目ですね。4の資金増減額です。これは下2つの5と6にあります資金の期首残高、資金の期末残高、要するに平成27年度末と28年度末を比較するとどうなったかということを書いているんですが、3,393万5,000円、これだけ資金が増加していると。逆に見ると7,000万円の一一般会計からの繰り入れを入れて3,500万円以上使ってしまったと

ということですね。当然、診療収入はありますから、それだけを使ったわけではないですが、まだまだ費用が収入を上回っているということがここで見てとれます。これは監査委員意見書の8ページに記載の貸借対照表の資産の部、流動資産のところに現金預金5,529万とありますが、これと一致をしますし、増減額も一致するというごらんをいただきたいと思っております。後は読んでいただければわかるというふうに思いますので、11ページまで飛ばしてください。決算審査のまとめを記載してございます。経営環境として考えると、人口減少というのがあってやむを得ないと、厳しさを増しているというのは先ほども申し上げたように患者数が減っていると。費用は減っているのですが収入が追い付いていないという状況になっています。3月定例会の中でも、一般質問で前向きな議論をされました。これからも地域におけるよりよい病院のあり方については、議論を深めることをお願いをしておきたいというふうに思っていますし、病院改革プランは出てますが、あれはプランです。いかにこの地域でどういう病院をつかっていくのか、あるいは残していくのかということについて、議論を深めていただきたいということをお願い申し上げまして、補足とさせていただきます。以上です。

議長 　　ただいま上程されました平成28年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 　　ただいま上程されました平成28年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 　　お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

●日程7 報告第4号 平成28年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 　　ただいま上程をいただきました報告第4号 平成28年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成28年度の各会計決算をもとに算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 　　内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 　　それでは、報告第4号 平成28年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。

す。別途配布しております報告第4号資料をごらんください。このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務づけられており、また一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務づけられています。それでは、平成28年度決算によります、それぞれの指数について御説明申し上げます。最初に、1健全化判断比率の(1)実質赤字比率ですが、これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生していません。次に、(2)連結実質赤字比率ですが、これは全ての会計を対象とした赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても赤字は発生していません。次に、(3)実質公債費比率ですが、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は14.0%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成26年度は14.8%、平成27年度は14.0%です。また、表の数値は3カ年の平均比率であり、記載にはありませんが、単年度の比率は平成26年度は14.0%、平成27年度は14.1%、平成28年度は13.9%となっています。資料の表面に戻り、(4)将来負担比率ですが、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これにつきましては、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は67.5%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成26年度は80.2%、平成27年度は67.6%です。このようなことで、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。次に、2資金不足比率ですが、これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していません。そのため資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。以上、財政健全化法に基づく、本町の健全化判断比率等について説明をさせていただきましたが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

議 長 本案につきましては、平成28年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長して朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成28年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

昼食のため1時15分まで休憩といたします。

(午前11時48分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程8 議案第42号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第42号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では障がい者福祉費国庫・道負担金過年度返還金の追加、機場施設管理修繕料の追加、歳入では普通交付税確定に伴う追加、平成28年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,336万9,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第42号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を行います。始めに歳出から説明します。10ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額4,140万5,000円の追加です。説明欄の財産管理経費で財政調整基金積立金を追加するもので、平成28年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づき繰越額の2分の1の額を積み立てるものです。

5目企業誘致推進費、補正額47万7,000円の追加です。企業誘致推進事業で工業団地用地確定測量業務委託料として、今後の成約を見込み追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額476万7,000円の追加です。障がい者福祉経費で、平成28年度給付費の確定による過年度返還金です。

2項1目児童福祉総務費、補正額29万2,000円の追加です。児童福祉総務経費で、同じく給付費の確定による過年度返還金です。次ページにまいります。

4款衛生費1項5目保健福祉総合センター管理費、補正額88万円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で冷温水ポンプの弁が故障したため修理を行うものです。

5款農林水産業費1項4目機場施設管理費、補正額254万円の追加です。機場(基幹水利)施設管理事業で中樹林並びに幌向揚水機場

のポンプ設備を修理するもので、基幹水利事業として道並びに北海土地改良区より全額負担されます。

5目農村環境改善センター管理費、補正額157万6,000円の追加です。改善センター管理経費で街灯改修工事として、電気保安点検により地中に埋設している配線が漏電していることから、新たに建物の壁などにLED照明を5カ所設置するものです。

9款教育費5項3目スポーツセンター管理費、補正額106万2,000円の追加です。スポーツセンター管理経費で非常放送設備改修工事として、停電時に使用できないことから新機種に更新するものです。

次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額2,011万円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は20億2,011万円となり、昨年度の交付額より7,204万3,000円の減となったところです。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額152万4,000円の追加です。中樹林地区並びに幌向地区基幹水利施設管理事業補助金で、歳出で説明しました施設修繕料の60%が補助されるものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額63万円の追加です。一般寄附金として、村上昇様より10万円、栗山町の有限会社北都様より50万円、匿名を希望された方より3万円の寄附をいただいたものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,308万4,000円の減額です。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額8,280万9,000円の追加です。平成28年度繰越金の確定によるものです。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額101万円の追加です。中樹林並びに幌向揚水機場維持管理負担金として、北海土地改良区からの負担金となります。以上、歳入歳出それぞれ5,299万9,000円を追加し、補正後の総額を55億5,336万9,000円とするものです。以上で議案第42号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第43号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第43号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では国保総合システム備品の購入並びに基金積立金の追加、歳入では国保広域化準備に係る国庫補助金並びに平成28年度療養給付費交付金の追加、基金繰入金の減額、平成28年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,016万6,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第43号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額36万8,000円の追加でございます。18節備品購入費、国保総合システム用備品、36万8,000円の追加。平成30年度からの国民健康保険広域化に伴い、北海道が運用するシステムと本町のシステムを連携するための業務端末を購入するものでございます。なお、購入あたりましては、国保連合会において一括して手続を行うものでございます。

続きまして、2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費及び4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金につきましては、補正額はございません。それぞれ財源内訳を変更するものでございます。次ページにまいります。

9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額658万8,000円の追加でございます。25節財政調整基金積立金658万8,000円の追加。平成28年度決算において、繰越金が生じたため財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款国庫支出金2項2目制度関係業務準備事業補助金、補正額93万4,000円の追加でございます。歳出の一般管理費で御説明しました、国民健康保険広域化に係る業務端末機の購入と国保標準システム構築に伴う本町システム改修に係る補助金でございます。

続きまして、4款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額143万7,000円の追加でございます。平成28年度退職者医療療養給付費の確定によるものでございます。

続きまして、5款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金、補正額26万1,000円の追加でございます。平成29年度交付金の確定によるものでございます。

続きまして、9款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額2,

995万1,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金、平成28年度繰越金の確定に伴い、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高は6,356万8,018円となる見込みでございます。次ページにまいります。

10款繰越金1項1目繰越金、補正額3,427万5,000円の追加でございます。1節繰越金、平成28年度繰越金の確定によるものでございます。以上、歳入歳出それぞれ695万6,000円を追加し、補正後の総額を12億6,016万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第43号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第44号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第44号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では国庫支出金等清算金の追加、歳入では基金繰入金並びに平成28年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,781万4,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第44号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

6款諸支出金1項2目償還金、補正額4,440万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金4,440万円の追加でございます。平成28年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算により返還金が生じたものでございます。返還金の内訳につきましては、国費が2,315万994円、道費が680万8,322円、支払基金が1,444万1,338円でございます。次に歳入の説明をいたします。7ページをご

らんください。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額378万7,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金財源調整を行うものでございます。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額4,061万3,000円の追加でございます。1節繰越金、平成28年度繰越金の確定によるものでございます。以上、歳入歳出それぞれ4,440万円を追加し、補正後の総額を7億8,781万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時30分)

議長 おはようございます。
去る9月8日より決算審査特別委員会のため休会となっておりました平成29年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程11 議案第45号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第45号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、番号法の運用に当たり独自事務の情報連携を行うため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第45号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。初めに今回の経緯について申し上げます。平成28年1月より、税、年金、児童手当や健康保険など、120の法定事務において、個人番号の利用が全国的に開始されました。また、本年7月からは国、地方公共団体、他の行政機関との間で、法定事務における個人番号の情報連携が行われています。これらの実施に当たっては、平成27年12月に本条例を制定するとともに、本年3月に南幌町個人情報保護条例の一部改正等を行い、必要な整備を図ってまいりました。今回は法定事務に加え、本町において個人番号を利用する独自事務を新たに規定するとともに、情報連携を行うため所要の改正を行うものです。なお、執行機関の役割を明確にするため、今までは町の執行機関としていたものを、町長または教育委員会に改めています。

それでは、別途配布しています議案第45号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第4条は、個人番号の利用範囲です。改正内容は、今回新たに独自事務を規定する条文の追加です。

3ページ、別表第1をごらんください。個人番号を利用する独自事務として、1南幌町重度心身障害者医療費助成事務、2南幌町ひとり親家庭等医療費助成事務、3南幌町乳幼児等医療費助成事務、4南幌町児童生徒等医療費助成事務、5介護保険サービス等負担軽減制度事業の実施に関する事務、6学校教育法による就学援助に関する事務(医療費を除く)、7学校教育法施行令による特別支援教育就学奨励費の支

給に関する事務、以上の7事務を規定しています。なお、1から5に係る事務の執行は町長が、6及び7は教育委員会が行うものです。

次に4ページ、別表第2は別表第1に規定した独自事務について、連携（利用）が対象の特定個人情報を、9ページまでにかけて明記をしています。例を申し上げますと、これまでは町民からの申請等に際し、審査に必要な添付書類として住民票関係や税情報など、個人情報関係書類の提出を求めていましたが、庁内において特定個人情報、いわゆる個人番号を情報連携することにより、これら添付書類の提出を省略することができ、住民の利便性向上が図られます。

最後に別表第3、9ページから10ページにかけては、第5条の特定個人情報の提供に関する規定です。ここでは、執行機関が異なる教育委員会部局と町長部局において、照会・提供をすることができる独自事務とその特定個人情報について明記をしています。

附則として、この条例は公布の日から施行する。なお、今後の事務の流れですが、今回規定する独自事務については、承認後、内閣府の個人情報保護委員会へ利用開始届を行うことにより、庁内における情報連携が可能となります。開始時期については、平成30年4月を予定しています。それまでの間に、内部体制の検証並びに住民周知を図ってまいりたいと考えています。以上で、議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 新たに法定事務に加え、今度自治事務ということで、本町の業務に個人番号を使うと。来年4月からやるということです。6月に一般質問をさせていただきましたけれど、今後拡大する自治事務ということで指摘を前回もさせていただきました。これから具体的に来年4月施行に向けて、申請書ですとか住民周知をしていくと思いますけれども、この個人情報の保護の関係、新たなこの自治事務、取り扱いに関して、町としてどういう対応をしていくのか。個人情報の保護の観点から、1点お伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

議長 総務課長 ただいまの御質問でございますけれども、町として新たに特別なもの等は特に考えてございませんけれども、現在、既に法定事務で4課、職員数については25人で既に取り扱ってございます。今回、7事務が追加されるわけでございますけれども、それに当たる職員につきましては、教育委員会を含めてですね、2課7名でございます。今一層、以前策定しましたマニュアル等ですね、徹底、それと個人情報の遵守、それらを再度全体職員に対して周知徹底を図り、また住民へも全体的な制度として周知を図ってまいりたいというふうに考えています。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 周知徹底、必要ですけれども、具体的にこの条例制定した一昨年の一2月に同時期に管理規程、個人情報の取り扱いに関する管理規程を訓令、出しております。その中で必要に応じて、副町長が総括保護を、責任者ですか。ということで、管理規程の中で、必要な職員研修とい

う教育研修というものをうたってございます。私このマイナンバー法に関して、今までは申請書、これだけかなり住民課に集中した業務です。これの医療関係の申請書、膨大に上るわけです。それに全部マイナンバーが記載される。そうなってくると国の指針では100件前後、100件を超えれば重大なインシデント、事態ということで取り扱います。情報保護委員会にも報告、上級官庁にも報告ということになります。1枚でも紛失すれば、それは過去には再提出でしたけど、1枚紛失しても漏えいに当たるわけです。こういう危機感、この訓令、中身、職員の皆さん十分読み取っていると思いますけど、僕はある程度周知徹底もそうですが、内部での教育研修、管理規程に基づく教育研修やるべきだと思いますけども、御意見を伺います。

議 長
総務課長

総務課長。

研修機会の確保でございますけども、現在、道の方において年に1回程度、このマイナンバーに関する研修が実施されてございます。それらへの参加、それと議員今おっしゃられました内部の自発的な研修、これらにつきましても所管課は総務課でございますので、総務課のほうもあらゆる情報を収集しながら、総括責任者は副町長になってございます。その副管理者は私になってございますので、それと各課の課長は保護責任者ということになってございますので、それらを組織的に運用が間違いなく図られますように、組織的に研修なんかの機会を確保して実施してまいりたいと考えてております。

議 長
原田議員

3番 原田 弘克議員。

今、副管理者からお話が出ました。やはりこうこの訓令、中身、かなり守るべき遵守事項がたくさんございます。ぜひ、これ管理規程に基づいた情報の保護を努めていただきたいと思います。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第45号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程12 議案第46号から日程14 議案第48号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程12 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

●日程13 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に

ついて

●日程 1 4 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

以上 3 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 4 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第 4 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、いずれも加盟する一部事務組合の名称変更に伴う組合理約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第 4 6 号から議案第 4 8 号までの 3 議案について、御説明いたします。3 議案はいずれも、道内に所在する 2 つの一部事務組合における組合名称の変更で、胆振管内の「西胆振消防組合」は「西胆振行政事務組合」に、檜山管内の「江差町ほか 2 町学校給食組合」は「江差町・上ノ国町学校給食組合」にそれぞれ改めることについて、加盟する組合の各構成団体において規約変更の協議を行うものです。

始めに、議案第 4 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、御説明します。別途配布しています議案第 4 6 号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

本則附則、別表第 1 中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の 1 市 3 町で構成していますが、本年 6 月 1 日付けで火葬場に関する共同処理事務を追加することによる組合名称の変更です。

同じく、「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。江差町、上ノ国町、厚沢部町の 3 町で構成していますが、本年 8 月 1 日付けで厚沢部町が脱退することによる組合名称の変更です。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第 4 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、御説明します。別途配布しています議案第 4 7 号資料、新旧対照表をごらんください。

本則附則、別表第 1 の表中、檜山振興局「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、胆振総合振興局「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第 2、1 消防組織法第 2 4 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務の欄中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

議 長

次ページ、9 地方公務員災害補償法第 6 9 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の欄中、「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

最後に、議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明します。別途配布しています議案第 4 8 号資料、新旧対照表をごらんください。

本則附則、別表第 2 号一部事務組合及び広域連合の表中、檜山管内「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、胆振管内「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で、議案第 4 6 号、第 4 7 号、第 4 8 号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第 4 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第 4 6 号についての質疑を終結いたします。

次に議案第 4 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第 4 7 号についての質疑を終結いたします。

次に議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第 4 8 号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 3 議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第 4 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第 4 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由及び内容の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま上程をいただきました、発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提案するものであります。別途配布いたしました、発議第13号資料、新旧対照表で内容説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条常任委員会の所管に関する部分であります。第1号総務常任委員会のまちづくり課（住宅団地及び企業誘致に関する事項を除く）を削除するものです。

また、第2号産業経済常任委員会のまちづくり課の次の住宅団地及び企業誘致に関する事項を削除するものです。この改正によりまして、従来まちづくり課に関する事項につきましては、企画情報グループに関する事項は総務常任委員会で、企業誘致グループに関する事項は産業経済常任委員会が所管となっておりますが、全て産業経済常任委員会で所管することに整理するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり承認すること

に決定いたしました。

●日程 17 報告第 5 号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第 5 号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成 28 年度における経営状況の報告です。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
振興公社専務

振興公社専務。

おはようございます。ただいまより南幌振興公社 28 年度の経営状況報告を説明させていただきます。専務の武田でございます。よろしくお願い申し上げます。資料の業務報告について要点を説明申し上げます。

実績につきましては 3 ページの別表をごらんください。平成 28 年度の営業実績、4 月から 11 月までの入場者と売上額を前期と比較させていただきます。表の一番下の合計欄をごらんください。入場者数は 2 万 9,004 人で、前期に比べましてマイナス 3,133 人、マイナスの 9.7% の減少となっております。年間計画の 3 万 1,500 より 2,496 人の減少となりました。純売上額は 1 億 806 万円。前期に比べまして 1,141 万円、率にしてマイナスの 9.6% の減額となっております。今期は、雪が少な目で 4 月 3 日にコース・練習場ともオープンいたしました。北コースに関しましては 16 日オープンをいたしました。その後、低温強風の日が多く週末の悪天候などもありまして、6 月まで前年を下回っております。7 月は前年を多少超えることができましたが、6・7 月の雨量は、多目という月となっております。8 月の天候は非常に悪天候の月となりました。中旬以降 1 週間間に、3 個の台風が北海道に上陸して、非常に多い雨量となっております。その後、上陸はしなかったんですが、東北地方・十勝方面に多大な被害をもたらした台風 10 号が接近し、大雨となりました。8 月の総雨量は 371.2 ミリで、非常に多い数字となっております。この間クローズ、お休みが 3 回、クローズ状態が 3 回というようなこととなっております。ただし、当ゴルフ場に関してはコースの冠水はすれすれで済みましたが、大雨の影響がコース状態の悪化を招きまして、後遺症がしばらく続いたということもございます。9 月・10 月、多少前年を上回りましたが、11 月初め、低温で降雪が続き積雪状態となり、11 日までの間に 2 日間の営業にとどまっております。その後雪は消えましたが、低温と時々雪で思うように営業ができず、22 日の多目の積雪で本年度の営業を終了いたしました。11 月、なんとか営業できたのは 10 日間ほどでした。4 月から 11 月までの総雨量は 1,174.2 ミリ、今までに経験のない多量の雨量となっております。下の 2 表は入場者数とコース売上額の計画と実績を対比してございます。コース客単価は計画では、3,360 円でしたか、実績は 3,382 円、25 円上回っております。次の 4 ページでございます。このページは、項目ごとの売り上げを下の 4 表に載

せてございます。練習場もコースと同様に、天気の影響を受けて前年より下回ってございます。ここで、道内のゴルフ業界の現状を簡単に説明申し上げます。15ページをお開きください。15ページは、全道地区の入場者数ということで地区を15地区に割ってございます。道内の28年度の入場者数は、総計約287万人となっております。昨年も申しましたが、入場者を報告しないゴルフ場がふえてございまして、推定のゴルフ場もあり、比較対照するのはなかなか困難でございます。次に16ページでございます。これはうちの南幌リバーサイドゴルフ場も同じ地域でございます空知管内の入場者数、前年と対比してございます。マイナスの2万4,490人、8.5%の減少でございました。昨年報告がありましたが、ことし営業はしてありますが、空知カントリークラブの報告がないために、減少幅が多少大きくなったと見られます。空欄のところは営業はしてありますが、報告を出さないゴルフ場でございます。次に、次の17ページでございます。この17ページは河川敷のゴルフ場ということで道内8コース、11月までの前年対比でございまして、マイナスの4万4,230人マイナスの23.7%の大幅な減少となっております。今年度は雪が少な目でオープンが早目でしたが、春先の天候が悪く、4月・5月の落ち込み、さらに6月の雨の多いということで、大幅に減少してございます。特に、土・日・祝日の天候が悪化したと、大きなマイナスとなりました。8月になってこの時期北海道では珍しく台風が3個上陸いたしましたして、雨量が非常に多く我々の河川敷のゴルフ場は川の中にコースがあるものですから、水位の上昇によりましてコースの冠水を受け、大きな被害があり、長期のクローズとなったと。南幌のゴルフ場は先ほども申しましたようにぎりぎりの線で止まったんですが、道内のゴルフ場は何がしかの影響が残ってございます。特に、十勝地方の帯広リバーサイドと札内川ゴルフ場はいまだに再開できず、帯広リバーサイドゴルフ場は、復旧に多額の費用がかかるとの理由で、昨年10月26日に廃業いたしました。札内川ゴルフ場は、この9月ですけども、仮オープンしたと聞いてございます。次に18ページでございます。南幌リバーサイドゴルフ場の入場者ということで、先ほどから申してるように、2万9,004人、前年対比、3,133人と大きな減少となりました。特に表を見ていただくと、8月・11月の落ち込みが非常に大きくなってございます。次に、19ページでございますが、表の一番上のほうの表は、過去4年間の入場者を示してございます。下の表は28年度の部門別・月別の入場者を載せてございます。それでは本題に戻っていただいて、資料の2ページに戻っていただきます。2ページの真ん中から下のほうでございまして、長期借入金の償還状況ということでございます。平成28年度の償還は表のように終了してございます。次に、決算報告でございますけれども、5ページをお開きください。5ページから12ページは決算報告書でございます。貸借対照表、損益計算書につきましては要約版にて説明いたしますので、13ページをお開き願います。貸借対照表の資産の部について、流動試算が前期より多少減額となっております。仮払い金は、

平成29年度のオープンが4月1日ということで、営業用のつり銭の費用ということで支出してございます。有形固定資産は前期に比べまして95.1%となっております。減額分は、ほぼ減価償却分と考えられます。次に下の貸借対照表、負債資本の部でございますが、流動負債が前期より減額となっております。収入未払消費税分の減額、法人税分の減額の要因でございます。固定負債の長期借入金は償還分だけ減額となっております。下から3行目の繰越剰余金は約113万円の減額となっております。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は約5億7,002万円で、繰越剰余金分の減額分を減額してございます。次の14ページでございます。損益計算書について御説明を申し上げます。Aの当期の売上額約1億806万7,000円。前期に比べまして1,141万5,000円の大幅な減額となっております。Bの売上原価は前年比704万5,000円の減額で、前年比93%となっております。Cの売上総利益は、約1,391万8,000円、約436万9,000円の減額となっております。Dの一般管理費は1,626万2,000円。約10万3,000円の減額となっております。Eの営業利益は約マイナス234万3,000円の損失となっております。Fの営業外利益約318万7,000円で、約41万1,000円の増額となっております。営業外費用借入費用は借入金利息の約177万円でございました。Hの経常利益は、約マイナスの92万6,000円の損失となっております。Kの税引き前利益は約同じ額でございます92万6,000円の損失となっております。Lの法人税は約20万6,000円となり、前期に比べまして57万6,000円の減額となりました。Mの当期純利益は、マイナス113万2,000円の損失ということでございます。前期に比べまして、280万8,000円の減額となっております。次に経費面のことについてでございますが、表の下のほうの二重丸のBのところをごらんください。原価合計は前年対比マイナス701万5,000円、93.1%の減額となっております。今期途中からの売り上げが非常に落ち込んで、天候の関係で落ち込んで、このままでは赤字が大きくなるということで、経費面を徹底的に途中から削減をいたしまして、このような数字まで持っていくことができました。販売費及び一般管理費につきましては、下の二重丸Dのところでございますが、販売費一般管理費は固定費的な項目でございますので、なかなか削減が難しいんですが、10万3,000円の減額ということになってございます。ここで、11ページに戻っていただきます。決算書の11ページでございます。決算書の内容は貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費に続いて、株主資本変動計算書の内容は、貸借対照表損益計算書の計上されている特定の項目をピックアップされた形式のものでございます。問題になりますのは11ページの個別注記表でございますけれども、3の(4)当期の株主配当の取り扱いでございます。今期、異常な天候、営業不振による当期純利益が113万2,000円となりまして、貯蓄を切り崩し借入金償還に充ててございます。以上の観点から、株主配当は見合わせるということ

で、6月の株主総会にて承認を得てございます。最後になりますが、最後の20ページをお開き願います。平成29年度、今年度でございますけども、営業方針でございます。集客のためにいろいろサービスは継続をしてございますが、3の平日のところのイロハのハでございます。これが新規の対策でございます。一般午後スタート、カートつきプレー、よそのコースではもうカートつき食事つきが当たり前という状況なんですけども、当ゴルフ場はカートの保有台数が少ないものですから、特にことしに関しては、午後のスタートにカートつきプレーを載せてございます。好評を得てございます。次に土・日・祝日でございます。イロのロでございますけども、一般、午後の割引ということでこれも新規で行ってございます。本年度は、29年度のオープンが4月1日、南西コースと練習場4月1日ですね、新年度早々からオープンをいたしました。北コース、9ホール2回回りに関しましては、4月15日にオープンをいたしました。オープンは早目でしたが、その後、低温強風など天候に左右されてございます。先ほどの3番目に続いて4番目でございますけども、南幌リバーサイドゴルフ場のオープンコンペということで4番目、ここに記載してございます。4月29日から現在まで8月の27日まで終了いたしまして、総数で462名の参加をいただいております。この後、18日、28日と続いて、あと4回ほど残ってございますけども、今、この残り3回につきましては、ラストコールはまだ受け付けをしてございませませんが、その3回については満杯状態でキャンセル待ちという状況になってございます。8月までの入場者総数は、前年の1万9,829人に対しまして、今年度は2万1,648名、1,819名上回ってございます。8月までの入場者計画2万1,500人より148人上回ってございます。以上で経営状況報告を終了いたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

追加日程1 発議第15号から追加日程5 議案第50号までの、5議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第15号から追加日程5 議案第50号までの5議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 石川 康弘議員。

(朗読する。)

石川議員
議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。(なしの声)

それでは採決いたします。発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

場内時計で、10時35分まで休憩をいたします。

(午前10時20分)

(午前10時35分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程2 議案第49号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第49号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では南空知4町知名度向上推進事業及び南幌温泉大規模改修工事費の追加、歳入では歳出補正予算各事業に係る道補助金、町債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,926万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,263万7,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第49号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

4目企画振興費、補正額500万円の追加です。南空知4町知名度向上推進事業として、道の地域づくり総合交付金を活用し実施するもので、このたび当初計画をしておりました事業内容で採択されたことから追加するものです。事業内容としては、移住・定住促進連携事業で3事業、サイクル観光事業で3事業を4町で連携し実施をするもので、それぞれ必要経費を追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額2,426万8,000円の追加です。南幌温泉大規模改修事業で工事請負費を追加するもので、先般入札を執行しましたが、機械設備工事など市場価格とのかい離があり、不調となったことから、再度、積算の見直しを行い実施すべく、必要経費を追加するものです。次に歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

15款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額500万円の追加

です。地域づくり総合交付金として事業採択により追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3万2,000円の減額です。財源調整をするものです。

5目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額250万円の追加です。同じく財源調整を行うものです。

21款町債1項1目商工債、補正額2,180万円の追加です。南幌温泉大規模改修事業として、事業費の見直しにより追加するものです。以上、歳入歳出それぞれ2,926万8,000円を追加し、補正後の総額を55億8,263万7,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。第2表地方債補正、変更です。南幌温泉大規模改修事業の補正前の限度額2億6,900万円を補正後の限度額2億9,080万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。以上で議案第49号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第49号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程3 報告第6号 平成28年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算特別委員会委員長より報告願います。9番石川 康弘議員。

石川議員 平成29年9月12日付議長宛て。決算審査特別委員長 石川 康弘。委員会審査報告書。認定第1号 平成28年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成28年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第1号 平成28年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程4 報告第7号 平成28年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。9番 石川 康弘議員。

石川議員 平成29年9月12日付、議長宛て。決算審査特別委員長 石川 康弘。認定第2号 平成28年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成28年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

認定第2号 平成28年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程5 議案第50号 教育長の任命についてを議題といたします。関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(午前10時45分)

(午前10時46分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

事務局をして朗読いたさせます。

議会事務局主査 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第50号 教育長の任命について、提案理由を申し上げます。教育委員会委員で現教育長であります高山 和己氏の任期満了に伴い、後任として議会事務局長である小笠原 正和氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。小笠原 正和氏につきましては、昭和51年に南幌町役場に奉職以来、保健福祉課長、議会事務局長等を歴任し、適任であると考えています。なお、平成27年4月より地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たな制度による教育長として任命するもので、任期につきましては、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間です。任命につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 教育長の任命については、原案とおりに同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案とおりに同意することに決定をいたしました。

関係者の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

(午前10時51分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、本定例会に提案されました、全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時52分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____